

第 1 章

環境基本計画の考え方

第1節 計画策定の背景

本市は、緑豊かで美しい山並みを周囲に配し、田園地帯の中心部を千曲川が流れる自然に恵まれたまちです。この豊かな環境を守り、安全で快適なまちづくりを進めるため、平成14年3月に飯山市基環境本計画（以下「前計画」という）を策定しました。

前計画では、飯山市の望ましい環境像を実現するための基本目標、個別目標、環境指標の設定、及び展開すべき環境施策を掲げるとともに、市民、事業者、市が協働して望ましい環境像実現のために取り組むための指針を示しました。

策定後の環境に関する取り組みとしては、市民・事業者が主体となり環境問題に対する学習、調査、啓発などの活動を行う「いいやま環境会議」の取り組み、市では下水道の普及による千曲川及び中小河川の水質改善や、ごみを減らすための資源化を促進するなど、豊かな環境づくりに一定の成果をあげることができました。一方、10年間という長い年月の中で、環境問題に取り組む市民・事業者が固定化されたり、掲げられた施策に行政として取り組むことができなかった項目もあり、市民・事業者・市が協働で環境施策を推進・検証する体制をうまく確立することができなかった、という課題が残りました。

前計画策定から10年が経ち、地球温暖化、山林や農地の荒廃、ごみの減量など、依然課題となっている環境問題に加え、平成23年3月に発生した東日本大震災による、原子力発電所からの放射性物質放出や、それに伴う電力をはじめとしたエネルギー不足の問題など、新たな環境問題にも直面しています。

このような状況のもと、なお多様化・複雑化する環境問題に対処し、飯山市で生活するすべての人が協働して新たな視点に立った環境行政を進めるため、このほど第2次飯山市環境基本計画を策定します。

第2節 計画の目的と役割

2-1 計画の目的

本計画は、飯山市環境基本条例に掲げられた4つの基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の大綱、環境への配慮などを定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

飯山市環境基本条例における基本理念

基本理念1 環境の恵みの享受と将来の世代への継承

環境を良好なものとして維持することが私たちの健康で文化的な生活に欠かせないものであることから、①健全で恵み豊かな環境を享受すること、②この環境が将来にわたって維持されること、の2点が確保されるよう環境の保全及び創造に積極的に取り組む必要があります。

基本理念2 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

市民の生活基盤を確保するためには、今後とも活発な社会経済活動が行われる必要がありますが、一方では、環境への負荷を増大させることにもなります。市民・事業者・市が、環境の持つ復元力の範囲内で社会経済活動を営むことにより、社会のあり方そのものを環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとする必要があります。

基本理念3 地球環境保全への取り組み

地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題は、私たちの日常生活にもその原因があり、市民生活に密着した問題となっています。個人、地域の環境保全への取り組みが地球環境の保全を図る上での前提であることから、すべての事業活動や日常生活において、地球環境の保全に結びつくように取り組む必要があります。

基本理念4 市、市民及び事業者の責務に応じた役割の実施

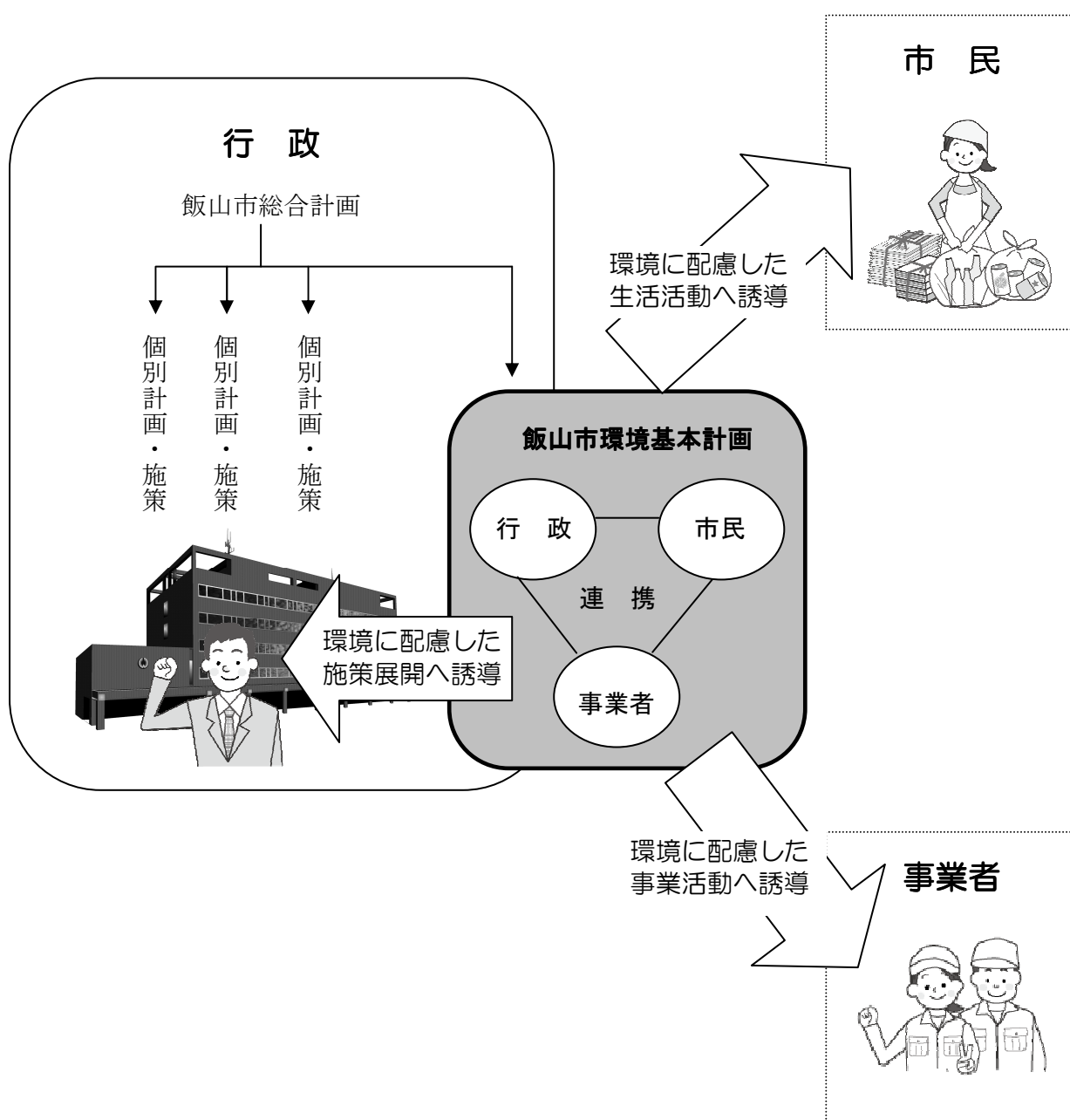
上記の基本理念を実現していくためには、市民・事業者・市が環境に対する理解を深め、何を成すべきかを自覚し、それぞれの適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいく必要があります。

2-2 計画の役割

本計画は、飯山市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の大綱を定めるとともに、環境への配慮などを定める環境行政のマスタープランです。また市政の基本方針を示す「総合計画基本構想」と連携して、環境施策

を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全及び創造に関する施策や事業、環境に影響を及ぼすおそれのある施策や事業は、この計画との整合を図っていくこととします。

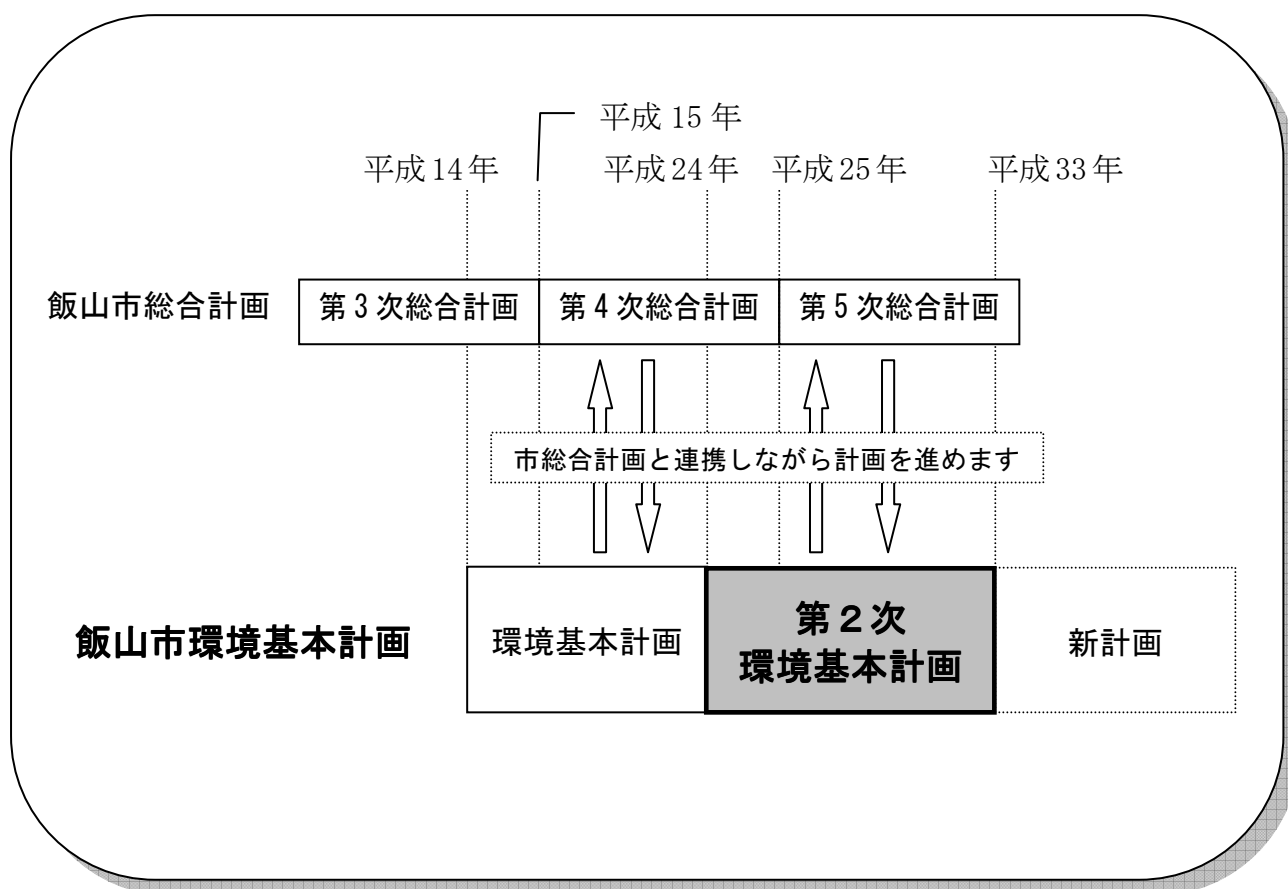


第3節 計画の期間と対象

3-1 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や社会情勢の変化に適切に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとします。



3-2 計画の対象範囲

本計画では、自然環境、生活環境を対象とし、地球環境問題を見据え持続可能な地域社会を構築することを目指します。

同時に、市・市民・事業者それぞれの自主的な環境保全への取り組みを推進するとともに、互いに連携を図りながら施策を実現していくための仕組みを構築します。

自然環境

- ・生態系の微妙なバランスは、多様な生物の働きによって維持されているため、その多様性の確保に努めること。
- ・人の手が加わることによって維持されてきた中山間地域の農林地は、多様な資源性・機能性を持ち、良好な自然景観の形成要素の場としても重要なことから、自然と人が共に生きていくことができるよう、その適切な保全と適正な利用に努めること。

生活環境

- ・産業型公害の未然防止や、都市・生活型公害としての水質汚濁、大気汚染、騒音、悪臭などの問題についての監視・是正対策を充実し、安全な生活環境を確保していくこと。
- ・省エネルギーや省資源に配慮し、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを変革していくため、生産・流通段階でのリサイクルしやすい製品、容器等の普及によるごみの減量や環境にやさしい製品の積極的使用を進めるなど、循環型の社会を構築していくこと。

快適環境

- ・豊かな自然と一体となった景観や地域の歴史的・文化的な特性を生かすとともに、身近な自然空間の整備や人にやさしい都市施設の整備を進め、うるおいと安らぎを与える快適な環境を整備すること。

環境保全行動

- ・地球環境問題の解決には、地域での環境保全に向けた活動が不可欠である。このため、市は、自らその活動を積極的に推進するとともに、市民・事業者の自主的な取り組みが促進されるよう啓発や支援を行うほか、情報の収集・提供、監視体制の整備に努めること。
- ・環境問題に対する市民の関心が高まっている現状を踏まえ、環境行政に市民の意見を反映させるとともに、環境教育・環境学習を充実し、知識・理解から実践活動へと促すことにより、ともに考える施策を展開すること。